

Info
要介護認定者の所得控除

要介護認定を受けている方は、確定申告により次の所得控除を受けることができます。

▼障害者控除

所得税の申告などで障害者控除を受けられる場合には、「障害者控除対象者認定書」が必要です。

令和3年12月31日を基準日として、65歳以上で要介護認定を受けている方に、町から1月下旬頃に認定書を送付します。

なお、基準日前に亡くなられた方についても、対象となる場合がありますので、お問い合わせの上、役場1階3番窓口保険課で申請してください。

▼おむつ代に係る医療費控除

要介護認定を受けている方が次の書類を添付するか提示することにより、おむつ代に係る費用の医療費控除を受けることができます。

▽初めて控除を受ける場合

- ① 医師が発行するおむつ使用証明書
- ※ 役場1階3番窓口保険課で用紙を配布します。
- ② おむつ代の領収書

▽2年目以降の場合

- ① おむつ使用確認書
- ※ 要介護認定申請時の介護保険主治医意見書で「寝たきり状態にあること」、「尿失禁の発生の可能性があること」が確認できる方に交付します。

す。必要な方は役場1階3番窓口保険課へ申請してください。

② おむつ代の領収書

▼問合せ 保険課高齢者・介護係
☎ 28・01000

Info
空家解体費補助制度

倒壊や建築材等の飛散の恐れのある空家の解体工事を実施する方に対し、補助金を交付します。

制度概要

① 対象となる空家

- ・ 1年以上使用されていないこと（長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないこと）
- ・ 延べ面積1/2以上が住居として使用されていたこと
- ・ 木造であること
- ・ 個人が所有していること
- ・ 所有権以外の権利が設定されていないこと
- ・ 住宅地区改良法に規定する不良住宅であるもの（申込み後、町が不良度判定を実施します。）

② 補助対象者

- ・ 町税に滞納がない方
- ・ 空家の所有者である方
- ・ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

③ 補助額

上限20万円（補助対象経費×補助率2/3）
詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせ

合わせてください。

▼申込み・問合せ

まちづくり推進課まちづくり推進係
☎ 28・0944

Info
「るるぶ特別編集『豊山町』」を作成

町制50周年記念として、本町の魅力を対外的に発信する、「るるぶ特別編集『豊山町』」を作成しました。

町役場を始めた町有施設や、豊山町商工会・県営名古屋空港等に設置しているほか、町ホームページでもご覧いただけます。町民の方にも、町の魅力を再発見してもらえ内容となっていますので、ぜひご覧ください。

▼発行

豊山町
協力 豊山町商工会

企画・編集・制作

株式会社JTBパブリッシング

▼問合せ

まちづくり推進課まちづくり推進係
☎ 28・0944

Info
国民健康保険出産育児一時金の金額を改定

国民健康保険に加入する方が出産したときに支給する出産手当一時金の金額を、令和4年1月から以下のとおり改定します。

▼問合せ

保険課国民健康保険・医療係
☎ 28・0917

国民健康保険出産育児一時金の改正内容

	産科医療補償制度（※）加入機関での出産の場合	左記以外の機関での出産の場合
改正前	420,000円	404,000円
改正後	420,000円 (改正なし)	408,000円

※産科医療補償制度：通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった小児に補償金が支払われる制度